令和８年５月２６日

保護者　様

船橋市立小栗原小学校長

警報等発表時の児童の登下校について（周知）

日頃から本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

気象庁が令和８年５月２９日から新たな防災気象情報の運用を開始することから、船橋市教育委員会では、警報等発表時の学校対応について改訂版の学校対応表を作成しました。

ご家庭で防災情報を確認の上、登下校の判断をしてください。

詳細につきましては、学校対応表をご確認ください。

なお、令和８年５月２９日より施行しますので、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

記

1　警報等発表時の学校対応について

(1) 午前７時の時点で気象庁の防災情報で**船橋市**に「レベル３大雨警報以上」「特別警報（暴風、大雪、暴風雪)」、「警報（暴風、大雪、暴風雪)」が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。

(2) 学校から、原則、メール配信は行いません。

(3) 臨時休業の場合、教育委員会から午前７時頃に「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知します。状況によっては午前７時頃に周知できない場合がありますので、学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

2　給食について

(1) 臨時休業になった場合は、給食費の返金はいたしません。
（２０２６年４月より給食費無償化になっている小学校、小学部は該当しません。）

(2) 交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合は、献立と内容が変更となることもあります。

3　その他

(1) 地震等発生時の学校対応について、変更ありません。